

指宿市選挙管理委員会告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の2第1項の規定に基づき、九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票条例制定請求者署名簿を審査した結果、署名簿に署名をした者の総数及び有効署名の総数は、次のとおりとする。

令和5年8月25日

指宿市選挙管理委員会
委員長 今村 了



- 1 署名簿に署名した者の総数 1,420人
- 2 うち、有効署名の総数 1,351人